

内閣府 第2回リコール等に関する研究会
日付 2007年10月16日

リコール議論に関する一考

「リコール」－「回収」－「社告」の関係から

越山健彦

(財)製品安全協会 調査役

TOPICS

- 1 「リコール」－「回収」
- 2 「リコール」－「社告」
- 3 「横断的」議論に添えて

1 「リコール」－「回収」

企業が危険性を認識した場合、その危険性への対処として、最も実用的かつ効率的な方法で、できるだけ多くの製品を市場及び消費者の手元から回収することを目的とした「是正措置」を行う。「リコール」とは、その是正措置（返金、交換、修理、公表など）の総称である。

（CPSC リコールハンドブック，1999）

「リコール」とは、製造者もしくは流通業者から消費者に供給または入手可能とされた危険な製品の返却の実現を目的とするあらゆる手段を意味する。

（欧州一般製品安全指令，2002/95/EC）

「リコール」とは、製品危害の拡大を最小限にするものであり、次の実施。

- ①流通及び販売段階からの回収 並びに
- ②消費者の保有製品の交換、改修（修理、点検を含む）、引取り

（MITIリコールハンドブック，2002）

消費者基本法

回収

薬事法

回収（＝引取り、改修）

**消費生活用製品安全法
家庭用品品質表示法
食品安全基本法**

**回収等の措置

必要な措置**

道路運送車両法

改善措置

事例

- 1 回収
- 2 危険情報＋お願い(点検・修理します)
- 3 危険情報＋お願い(廃棄又は買換要請)
- 4 危険情報＋お願い(点検・改善要請)
- 5 危険情報＋お願い(修理要請)
- 6 危険情報＋お願い？

社告には、「リコール」との表現を用いていない

内容は、回収、点検、廃棄、改善要請、情報提供の複合、又は単体がある

その他

危険に関するものばかりとは限らない

リコールの問題を複雑化させている理由とは？

どれをリコールと言っているのかわからない

- 欠陥
- 危険
- 安全とは関係のない不具合
- 安全以外の法令違反
- 安全以外の市場からの撤去命令
- 権利侵害等による自主撤去

リコール

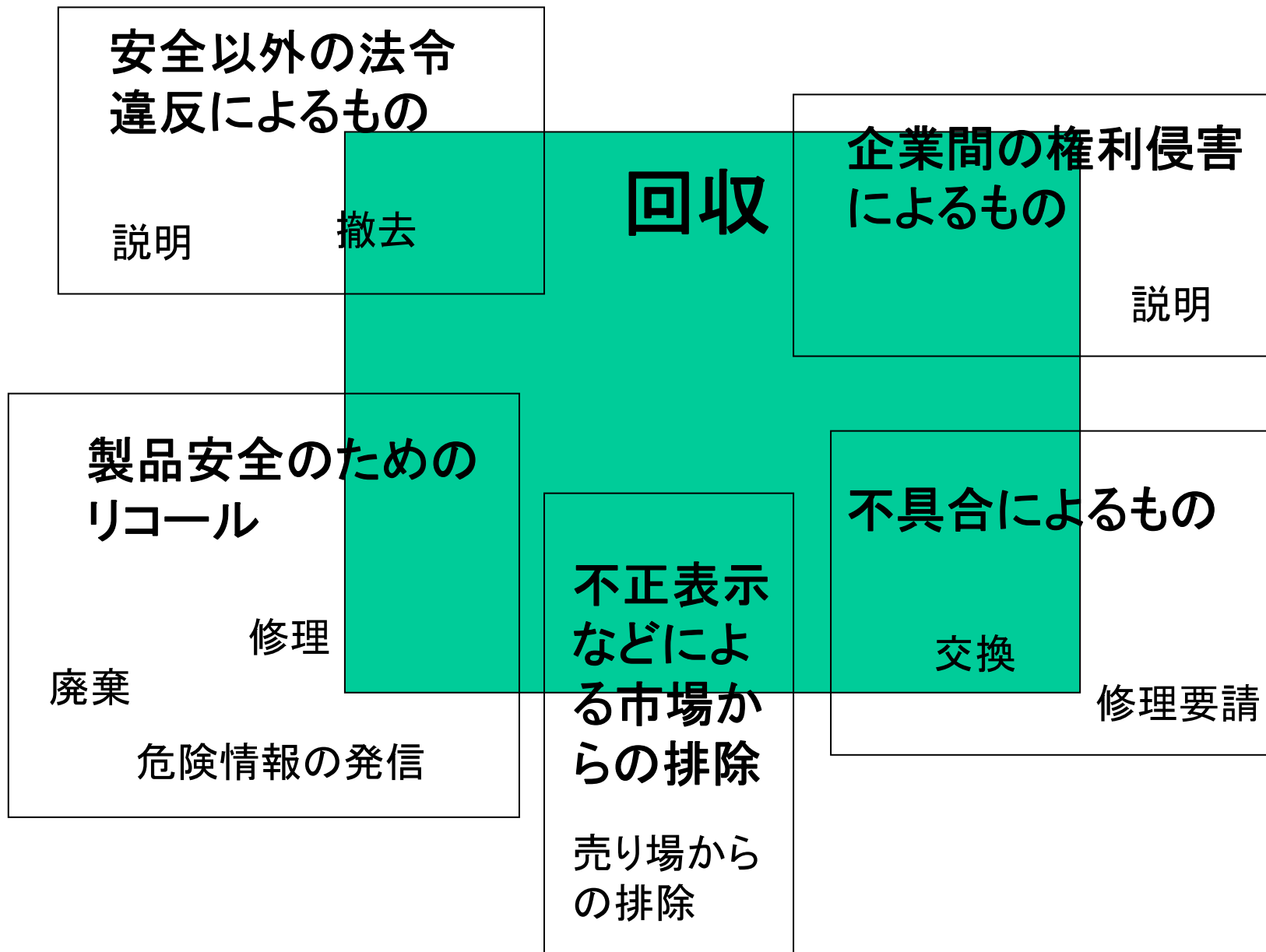
=

危害の拡大防止のための
是正措置

- ①市場からの回収
- ②交換、返金、改修、
引取り、...
- ③危害の公表
- ：

Product recall

withdrawals、retrieve、removing
return



安全以外の法令
違反によるもの

説明

撤去

回収

企業間の権利侵害
によるもの

説明

製品安全のための
リコール

事故発生防止のための
是正措置(廃棄、危険情
報の発信等)

不正表示
などによ
る市場か
らの排除

売り場から
の排除

不具合によるもの

交換

修理要請

∴リコール≠回収 リコールは製品安全だけの場合に限る
「回収」は市場からか消費者からも含むかの定義を要する

用語としての「リコール」

「もう1回（r e）呼びかける（c a l l）」

16c 「呼びかけて返してもらう
to bring back by calling upon」

20c～

- ・ 選挙で選ばれた人の解雇 (Lowrie, 1911)
- ・ 購入意思決定情報の思い出し (Nicholls, et.al., 1999)
- ・ 学習事項の思い出し (Green, et0al., 2002)
- ・ 一時解雇（レイオフ）した者の再雇用 (Jurajda, 2003)

「リコール」を定義するとしたら

「消費者に対する危害防止を目的とした
緊急情報の提供、並びに消費者に対し
て協力要請する回収等の措置を総称し
たものである。」

2 「リコール」－「社告」

* ここでは、「社告」をリコール実施母体
による告知媒体の一つとして扱う

事例

- 1 危険情報＋お願い？
- 2 危険情報＋お願い(業界単位で)
- 3 危険情報のみ(安全説明)
- 4 危険情報のみ(海外企業説明)
- 5 情報告知のみ(公正取引;表示訂正)
- 6 情報告知のみ(事後状況説明)

リコールに関する社告ー告知

- ① 危険回避上の伝達・消費者に対するお願い
回収のための連絡、返却などの応答のお願い
- ② 消費者に対するお詫び
- ③ 社会に対する説明責任
回収していますとの告知
販売先、取引先、流通、株主等の利害関係者へ

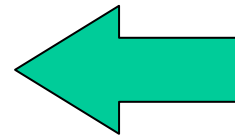
リコールに関する告知とは？

①危険回避上の伝達

①危険回避上の伝達＋消費者に対するお願い

②消費者に対するお詫び

③社会に対する説明責任



左記だけの場合は
リコール告知とは
いわない？

米国 CPSCA

事故届け

共同リコールリリース

自主リコール

リコール告知(HP)

- ・どのような危険があるか
- ・発生している事故
- ・価格
- ・どこでいつ売られたか
- ・モデル名
- ・早急に消費者に求めること

日本 消安法

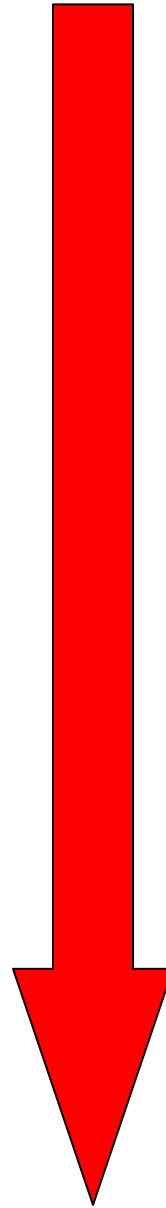
事故届け

国から 事故リリース

自主リコール

リコール告知

- ・どのような危険があるか
-
-
-
- ・モデル名
- ・早急に消費者に求めること



3 「横断的」議論に添えて

- ① 「製品安全」の「安全」とは？
- ② 誰が実行するか
- ③ どこまで実行するか

① 「製品安全」の「安全」 とは？

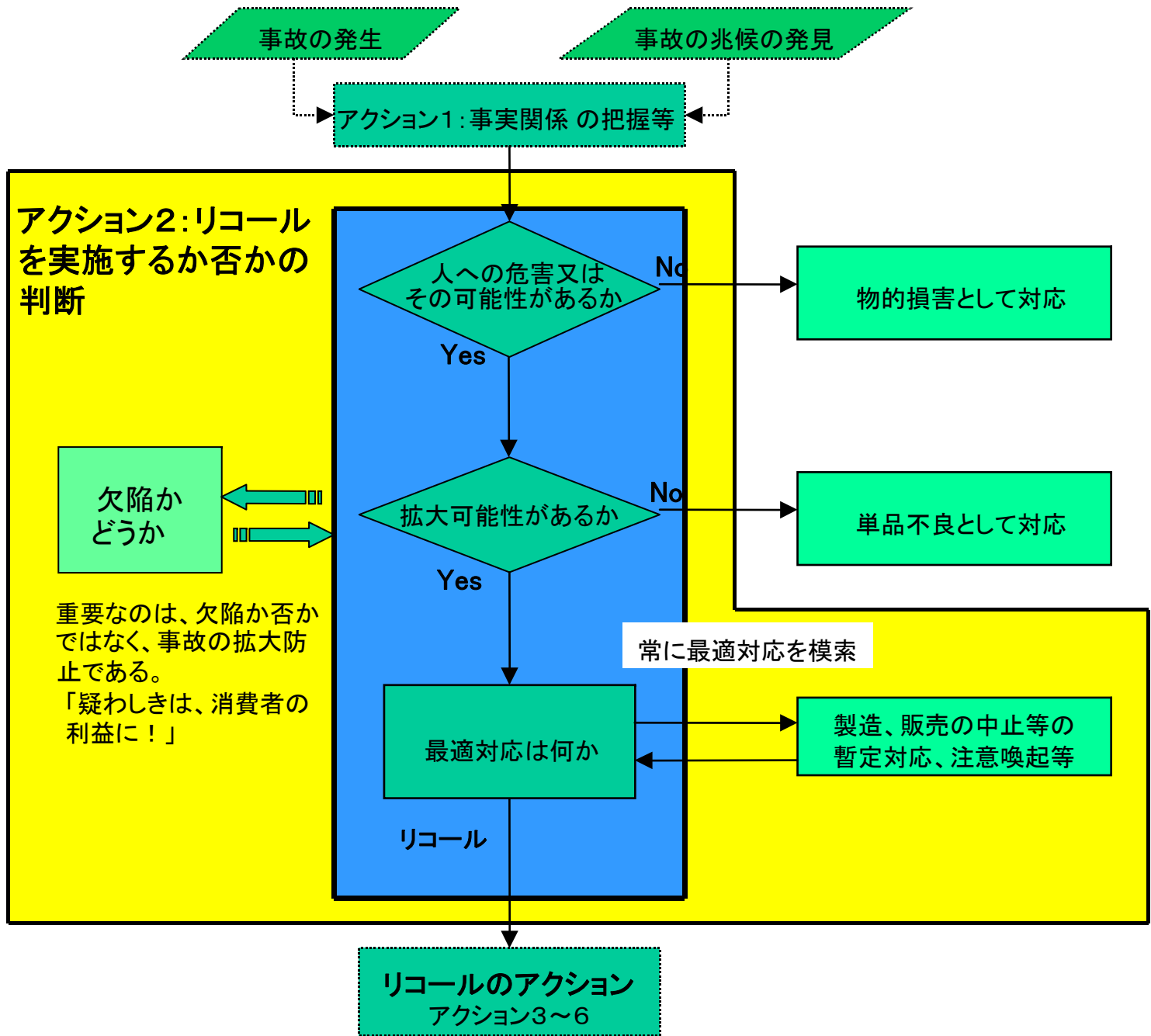
生命・身体の安全？	人的被害の防止
消費者の財産の保護？	物的損害の防止
消費者の権利の保護？	知る・最低製品の権利

「安全」とは どんな安全？

日本 消費生活用製品安全法 →「生命、身体への危害」
薬事法 →「保健衛生上の危害」

米国 消費者製品安全法 →「不合理な傷害リスク」

欧州 GPSD →「人の安全、高度の保護」



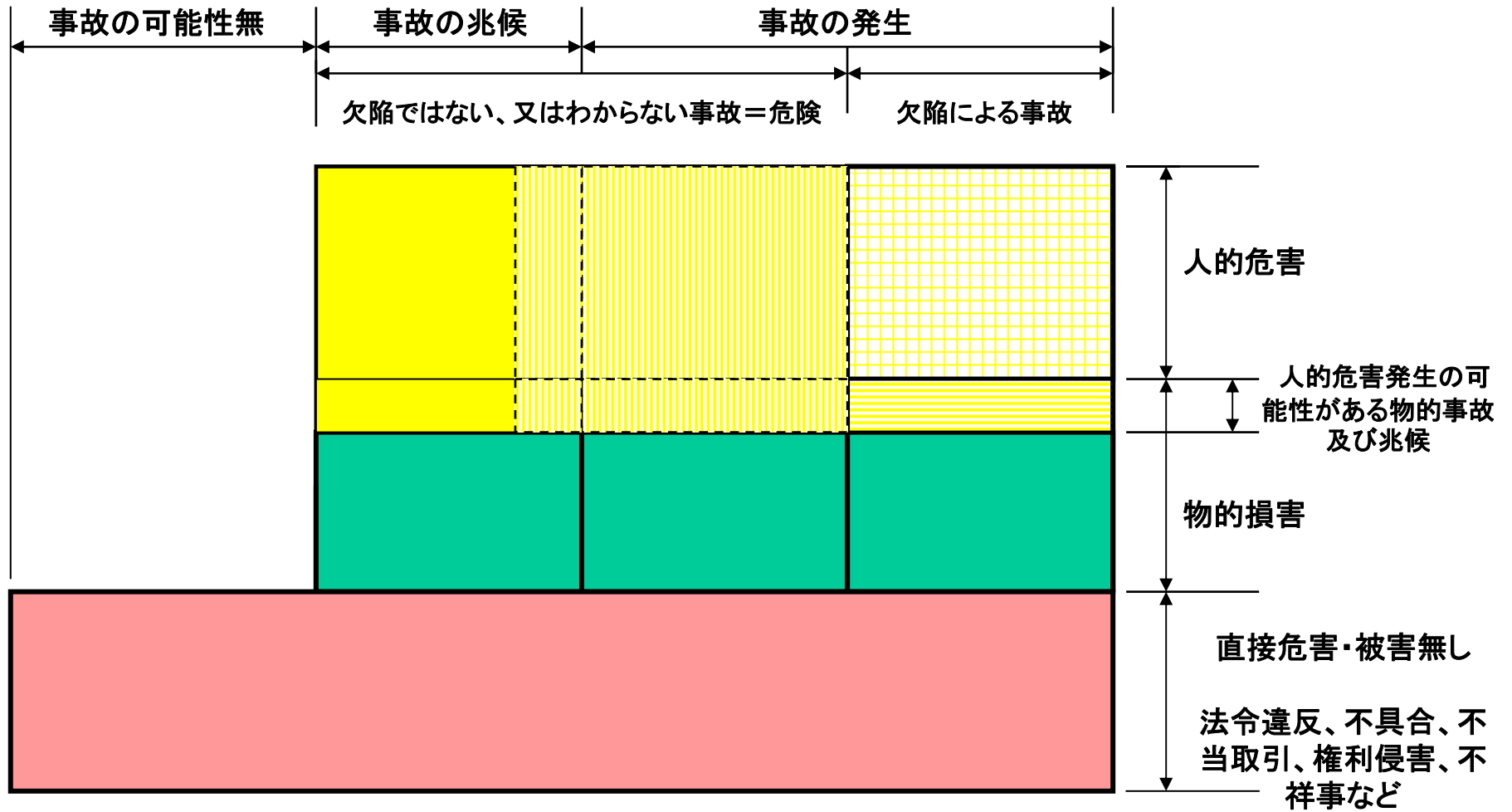


図 リコール対象となる欠陥－危険－不具合 イメージ

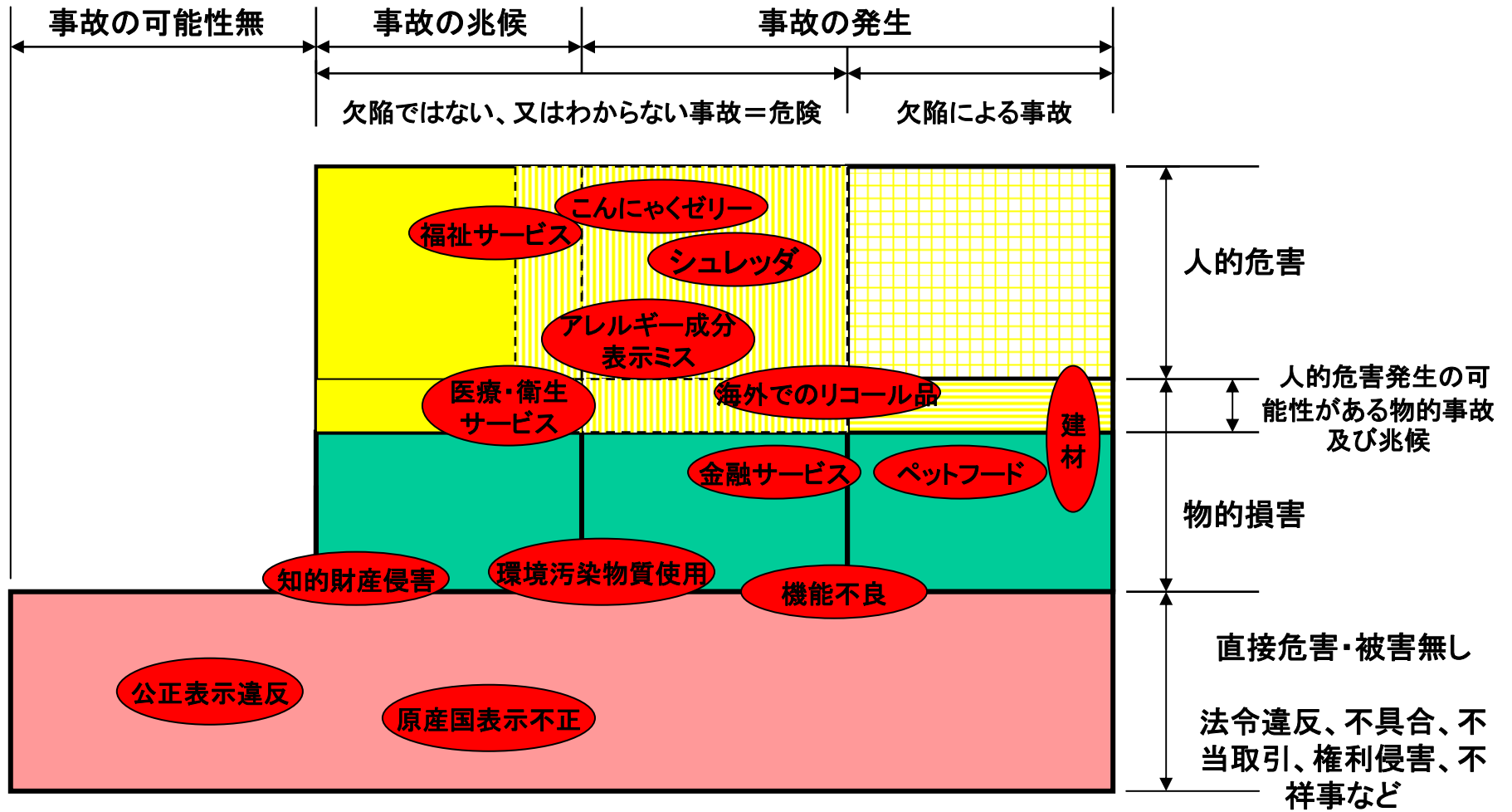


図 リコールの対象範囲に関する検討イメージ

②誰が実行するか

- 実施主体
- ・製造業者 製品
 - ・製造業者 材料/部品
 - ・製造業者 設計
 - ・製造業者(海外)
 - ・販売業者／流通業者
 - ・レンタル、修理、斡旋、介在業者
 - ・団体(代行、共同)
 - ・検査／認証機関
 - ・公共機関

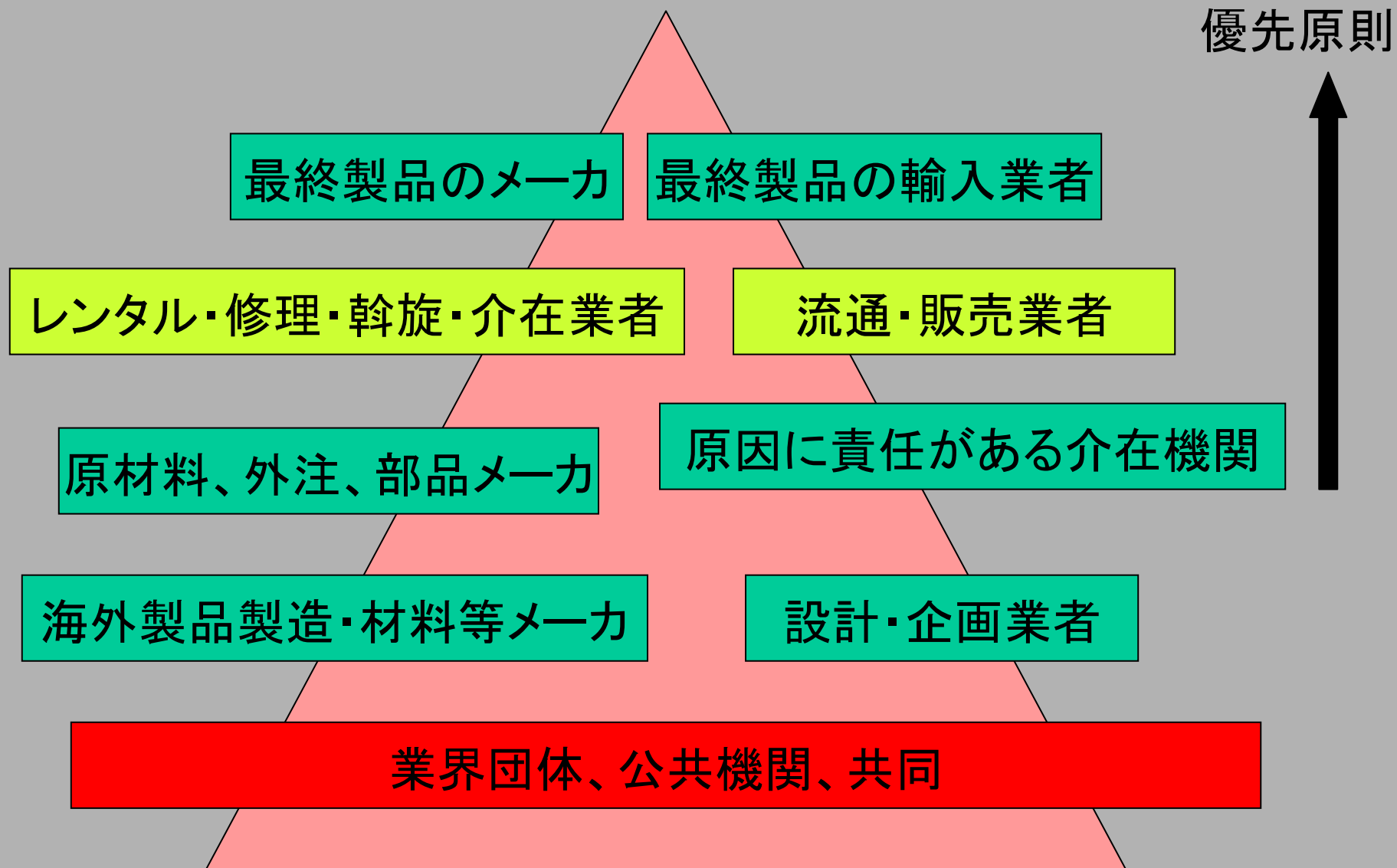
「誰が」とは責任の所在ではなく リコールの実施者

なぜなら リコール実施の体力(耐力?)がない企業がある

倒産した・する企業がある

責任問題で実施を躊躇する企業がある

自社に責任がない(自社だけの問題ではない)との
判断と主張



リコール実施主体の優先順位(できるだけ消費者に近い者が)

27

(越山2007)

③どこまで実行するか

「回収」とは市場からを意味する

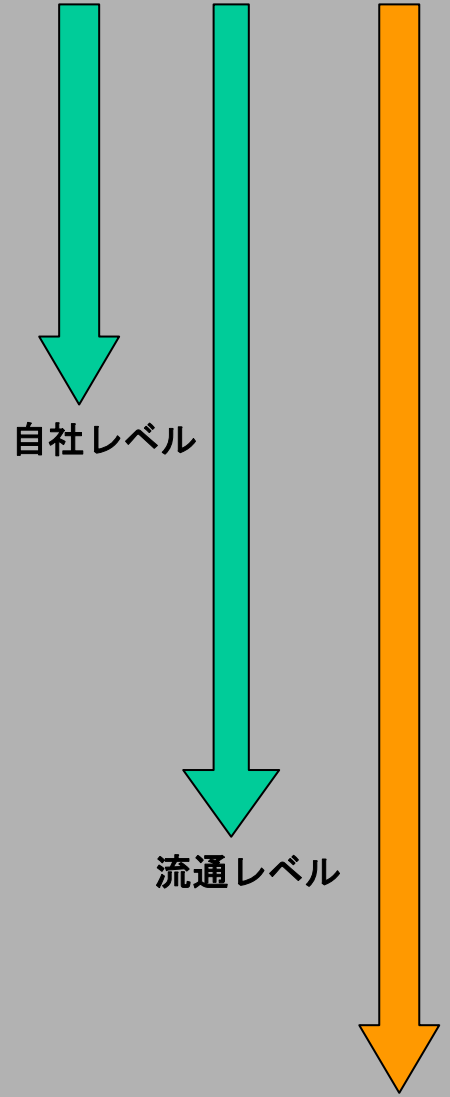
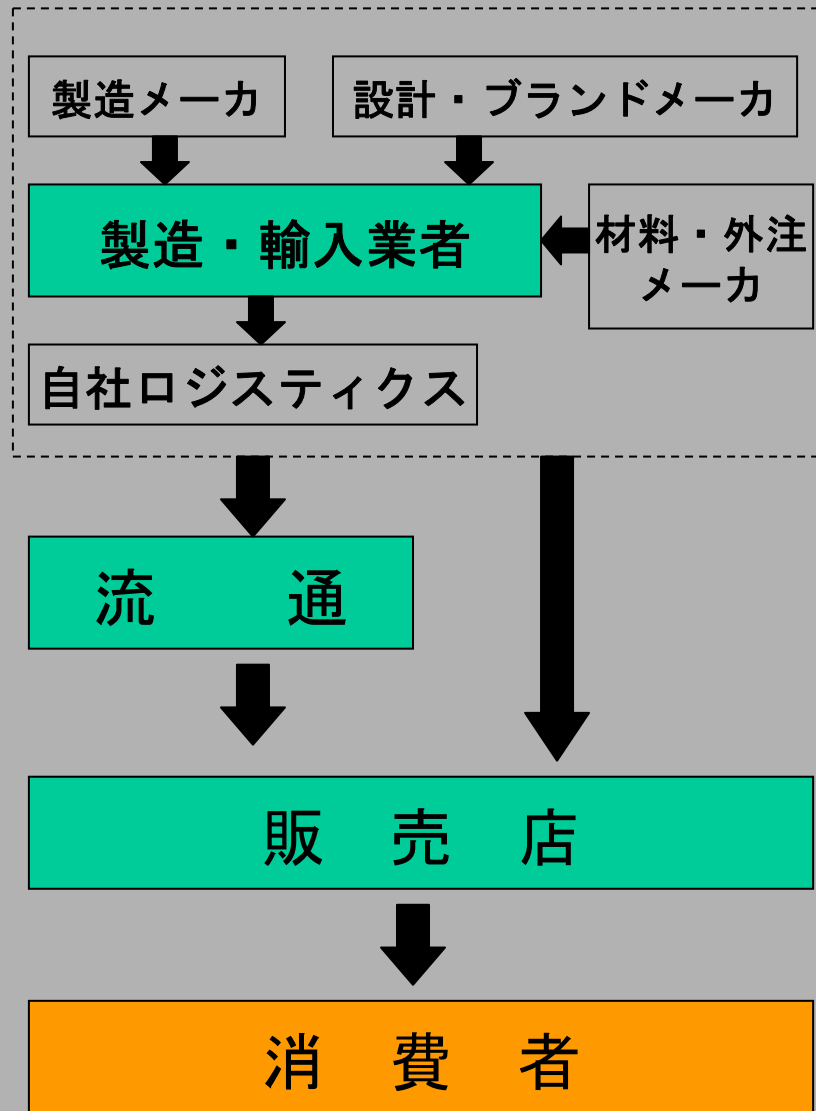
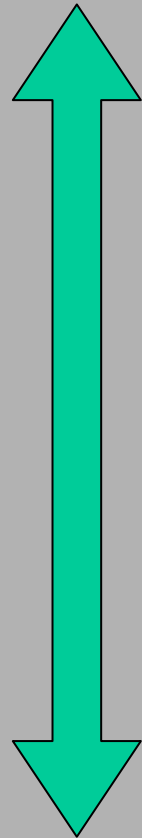
直接的なリスク
回避手段

製品の流れ

リコールの深度
(21CFR 7.42(b))

(21CFR 7.42(b))

消費者の手に渡らせない対応



自社レベル

流通レベル

消費者レベル

対応
危害発生
の防止

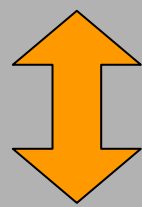


図 リコールの深度と措置の意味